

(3者契約用・案)

令和7年度教育相談課ノートパソコン等機器類賃貸借契約書

那覇市（以下「甲」という。）と※リース業者※（以下「乙」という。）と※落札業者※（以下「丙」という。）は、乙所有の電算機器及び関連物品（以下「機器」という。）の賃貸借について、甲乙丙間で次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

- 1 品名及び数量 別紙1「令和7年度教育相談課ノートパソコン等機器類賃貸借契約」に関する機器明細書及び機器仕様書のとおり
- 2 業 務 内 容 別紙2「令和7年度 教育相談課ノートパソコン等機器類賃貸借契約（導入機器概要）」に関する業務仕様書のとおり
- 3 納 入 期 日 令和7年4月30日
- 4 賃 貸 借 期 間 令和7年5月1日から令和12年3月31日
- 5 機器設置場所 那覇市松山 2-22-1 那覇市津波避難ビル2階
- 6 総 賃 借 料 ￥ －（うち消費税及び地方消費税額￥ ）
（月 額） ￥ －（うち消費税及び地方消費税額￥ ）
（年度別内訳）

令和7年度（令和7年5月1日～令和8年3月31日まで）

￥ －（消費税及び地方消費税込み）

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日まで）

￥ －（消費税及び地方消費税込み）

令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日まで）

￥ －（消費税及び地方消費税込み）

令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日まで）

￥ －（消費税及び地方消費税込み）

令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日まで）

￥ －（消費税及び地方消費税込み）

7 支 払 明 細 表

年度	月数	支払額（消費税及び地方消費税込み）
令和7年度	11	月額 ￥ <u> </u> －、年額 ￥ <u> </u> －
令和8年度	12	月額 ￥ <u> </u> －、年額 ￥ <u> </u> －
令和9年度	12	月額 ￥ <u> </u> －、年額 ￥ <u> </u> －
令和10年度	12	月額 ￥ <u> </u> －、年額 ￥ <u> </u> －
令和11年度	12	月額 ￥ <u> </u> －、年額 ￥ <u> </u> －
計	59	￥ <u> </u> －

(3者契約用・案)

契 約 条 項

(契約の趣旨)

- 第1条 甲に対する機器の賃貸借に関する契約内容については、この契約条項によるものとする。
- 2 丙は、この契約に基づく乙の債務について、乙が債務を履行しない場合は、丙が当該債務を履行するものとする。

(契約保証金)

- 第2条 契約保証金は、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号。以下「契約規則」という。）第30条第1項第3号の規定により免除する。

(法令等の遵守)

- 第3条 甲、乙及び丙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び那覇市条例並びに規則等を遵守し、これに違反してはならない。
- 2 乙及び丙は、別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(機器の引渡)

- 第4条 甲は、納入期日までに設置場所において機器の受入準備を完了する。
- 2 乙は、責任を持って納入期日までに機器等の納入、設置及び調整等にあたり、甲に引き渡すものとする。
- 3 前項にかかる経費は契約賃貸借料に含まれるものとする。

(賃貸借料)

- 第5条 機器の賃貸借料は頭書記載の金額とする。

(消費税及び地方消費税)

- 第6条 この契約に関する賃貸借料の表記は内税方式とする。
- 2 消費税の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(賃貸借料の請求及び支払)

- 第7条 乙は、賃貸借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(3者契約用・案)

(乙の所有権表示)

第8条 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示を行う。

2 甲は、前項の表示を汚したり、取り外してはならない。

(機器の保守及び保証)

第9条 丙は、甲が行う機器の保守にかかるメーカーサポート窓口の照会及び修理等に伴う物品の調達等について協力義務を負うものとする。

(部品の取付、機器の改造及び移転)

第10条 甲は、次に定める項目については、あらかじめ乙の承諾を必要とする。

- (1) 機器に部品を取り付ける場合
- (2) 機器を改造する場合
- (3) 機器を移設する場合

(善良なる管理者の注意等)

第11条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

- 2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付された取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途に使用する。
- 3 甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(乙及び丙の責任制限)

第12条 乙及び丙は、ソフトウェアに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

(保険)

第13条 乙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。

2 動産総合保険の内容等については、別紙4「動産総合保険内容」のとおりとする。

(通知業務)

第14条 次の場合、甲は、遅滞なく乙及び丙に通知しなければならない。

- (1) 機器につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又は、そのおそれがあるとき。
- (2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(3者契約用・案)

(契約の解除)

第15条 甲、乙及び丙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第3条に記載された法令遵守ができなかった場合
- (2) 重大な過失又は背信行為を受けた場合
- (3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別清算開始の申立があった場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲、乙及び丙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 乙若しくは丙、乙若しくは丙の代理人、乙若しくは丙からの再委託契約の当事者又は、乙若しくは丙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。）に該当すると判明したときは、甲はこの契約を解除することができる。

(個人情報の保護)

第16条 本件業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び別紙5「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(秘密保持)

第17条 乙は、この契約を履行する上で知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(損害賠償等)

第18条 甲、乙及び丙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲、乙及び丙は、損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

2 甲、乙及び丙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、損害を被った側の甲、乙及び丙は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。

3 損害賠償額について甲乙丙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(3者契約用・案)

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第19条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第1号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(契約不適合責任)

第20条 納入された機器に不適合があった場合、甲は乙及び丙に対して不適合がある事を知ったときから1年間、補修、代品の提供等必要な措置を請求することができる。

2 前項の措置に関する経費は、乙及び丙の負担とする。

3 1項にかかわらず、甲がその契約不適合の存在を知ったときから1年以内にその旨を乙及び丙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、補修、代品の提供等の請求及び損害賠償の請求をすることができない。

4 前項の規定は、納入物を甲に引き渡したときにおいて、乙及び丙がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しないものとする。

(合意管轄)

第21条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第22条 甲、乙及び丙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、契約規則によるもののほか、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(3者契約用・案)

この契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

丙